

保証委託約款(九州カード株式会社)

私および連帯保証人(以下「私ども」という。)(は、株式会社豊和銀行(以下「銀行」という。))との間の金銭消費貸借契約(以下「ローン契約」という。))について、次の各条項を承認のうえ、私が銀行に対して負担する債務について、連帯保証することを、九州カード株式会社(以下「保証会社」という。))に委託します。

第 1 条(委託の範囲)

- 1.借入申込書記載のローン(以下「ローン」という。))の保証は、保証会社が保証を適当と認め、これに基づいて私が銀行とローン取引を開始したときに成立するものとします。
- 2.私どもが、保証会社に委託する保証の範囲は、保証会社の保証により銀行から借り入れるローンの元金、利息、損害金その他ローン取引に基づき私が銀行に対して負担する債務の全額とします。
- 3.前項の保証内容は、私どもが保証会社および銀行との間に締結する約定書(契約書、差入書を含む。))の各条項によるものとします。

第 2 条(保証料)

- 1.保証料分割払い方式のローン
私は、銀行が私の支払った利息および支払うべき利息の中から保証会社に対して保証料を支払うことに同意します。なお、保証料率は保証会社と銀行との協議により決定されるものとします。
- 2.保証料一括払い方式のローン
私は、ローンの保証を保証会社に委託するにつき保証会社所定の保証料を前払いします。

第 3 条(反社会的勢力の排除)

- 1.私どもは、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。))に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2.私どもは、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
- 3.第 6 条第 1 項第 9 号の規定の適用により、私どもに損害が生じた場合には、保証会社になんらの請求をしません。また、保証会社に損害が生じたときは、私どもがその責任を負います。
- 4.第 6 条第 1 項第 9 号の規定により、債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。
- 5.上記第 1 項から第 4 項までの条項は、私どもがすでに保証会社と取り交わしている保証委託契約にも同様に適用されるものとします。

第 4 条(代位弁済)

- 1.私どもが、銀行とのローン契約に違反したため保証会社が銀行から保証債務の履行を求められたときは、私どもに対して通知・催告なしに代位弁済されても異議ありません。また、履行の方法、金額等については保証会社と銀行との約定に基づいて弁済してください。
- 2.私どもは、保証会社が前項の代位弁済によって銀行に代位する権利を行使する場合は、この約款の各条項のほか、私が銀行との間に締結したローン契約の各条項を適用されても異議ありません。
- 3.保証会社による代位弁済後の私に対する履行請求は、他の連帯債務者または連帯保証人がいる場合は、その者に対してもその効力が生じるものとします。
- 4.保証会社による代位弁済後の連帯保証人に対する履行請求は、私ならびに他の連帯債務者および連帯保証人に対してもその効力を生じるものとします。

第 5 条(求償権)

- 1.私どもは、保証会社が第 4 条の代位弁済をしたときは、保証会社に対し、その代位弁済金および次の各号にて定める方法で算出した延滞損害金ならびに債権保全あるいは実行のために要した費用その他の損害について弁済の責めに任じます。
- 2.延滞損害金の算出方法
代位弁済金額に対する弁済日の翌日から保証会社に対する支払完了まで

の間の年 14.6%の割合で計算する。

- 3.私どもは、前 2 項の債務および費用の弁済については、保証会社に持参または送金の方法によります。
- 4.私どもは、第三者による弁済申出があった場合に、保証会社が私どもの意思に反しないものとして取扱うことに同意します。

第 6 条(求償権の事前行使)

- 1.私が次の各号の一つでも該当したときは、第 4 条の代位弁済前といえども保証会社より何ら通知、催告を要せず、私どもは求償権を行使されても異議ありません。
 - ①保証会社が保証している債務について弁済期限が到来したときまたは期限の利益を喪失したとき。
 - ②仮差押、仮処分、差押または競売の申立を受けたとき、支払の停止、破産、民事再生の申立または調停(特定調停を含む。))の申立もしくは債務整理・調整の申立を行ったときまたは清算にはいったとき。
 - ③公租公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき。
 - ④手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
 - ⑤保証会社とのこの契約の条項および銀行とのローン契約に違反し、または銀行に対する債務を履行しなかったとき。
 - ⑥銀行、保証会社に対する他の債務の一つでも期限の利益を喪失したとき。
 - ⑦ローン規定第 7 条の一つでも該当したとき。
 - ⑧届出事項を怠るなどにより私どもの責めに帰すべき事由によって私どもの所在が不明になったとき。
 - ⑨暴力団員等もしくは第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第 2 項各号のいずれかに該当する行為をなし、または同条第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
 - ⑩前各号のほか私どもの信用状態に著しい変化が生じるなど元利金(損害金を含む。))の返済ができなくなる相当の事由が生じ、保証会社が債権保全のため必要と認めたとき。
- 2.私どもは、保証会社が前項により求償権を行使する場合には、民法 461 条に基づく抗弁権を主張しません。担保がある場合も同様とします。

第 7 条(調査および通知義務)

- 1.私どもは、私どもの氏名、勤務先、住所、名称、商号、居住地等について変更があったとき、およびその他求償権の行使に影響がある事態が発生したときは、直ちに保証会社へ書面によって通知し、その指示に従います。後見人等の法定代理人の選任がなされたときは、法定代理人は行為能力者であることを確約します。
- 2.私どもの財産、収入、経営等について保証会社から請求があったときは、直ちに保証会社に対して報告し、その指示に従います。
- 3.私どもは、財産、収入、信用等について保証会社の調査に必要な便益を提供するものとします。
- 4.保証会社が私どもについて、その財産、収入、信用等を調査しても異議ありません。
- 5.私どもが第 1 項の届出を怠ったため、保証会社が私どもから最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとします。また、届出を怠ったために私どもに生じた損害について、保証会社は責任を負わないものとします。

第 8 条(連帯保証人)

- 1.連帯保証人は、この約款の各条を承認のうえ、債務者本人がこの約款により保証会社に対して負担する一切の債務について、債務者本人と連帯して保証の責めに任ずることを承諾します。
- 2.連帯保証人は、保証会社が相当と認めるとき、保証会社が担保もしくは他の保証を変更、解除しても免責を主張しません。
- 3.連帯保証人がこの約款による保証債務を履行した場合、代位によって保証会社から取得した権利は、保証会社が保証しているほかの契約による残債務がある場合は、保証会社の同意がなければこれを行使しないものとします。

第 9 条(充当の指定)

私どもが、保証会社に対し、この約款による求償債務のほか他の債務を負担しているとき、私どもの弁済金が債務総額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序方法により充当されても異議ありません。

第 10 条(公正証書の作成)

私どもは、保証会社の請求があるときは、いつでも公証人に委託してこの約款による債務の承認および強制執行の認諾のある公正証書の作成に関する一切の手続を行います。

第 11 条(費用の負担)

私どもは、保証会社が保証債権の保全のため要した費用ならびに第 4 条、第 5 条および第 6 条によって取得された権利の保全もしくは行使または担保の保全もしくは処分に要した費用を負担します。この費用は訴訟費用および弁護士費用を含みます。

第 12 条(免責条項)

私どもは、保証会社が証書等の印影(または署名・暗証。)を私どもの届け出た印鑑(または署名・暗証。)と相当の注意をもって照合し相違ないと認めて取引されたときは、証書等の印影(または署名・暗証。)について偽造、変造、盗用等の事故があっても、これによって生じた損害は私どもの負担とし、証書等の記載文言にしたがって責任を負います。

第 13 条(債権の譲渡)

保証会社は将来、私に対して有する債権を、第三者に譲渡もしくは担保に提供できるものとします。

第 14 条(管轄裁判所の合意)

この契約について紛争が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず保証会社の本支店ならびに営業所の所在地を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第 15 条(保証委託約款の変更)

- 1.この約款は、民法に定める定型約款に該当し、この約款の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、民法が定める定型約款の変更の規定に基づいて変更されます。
- 2.前項によるこの約款の変更は、変更後の約款の内容を、銀行または保証会社がインターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める効力発生日から適用されるものとします。

以上